

現場説明書追加事項

工事名 (都) 下中野平井線道路改良工事 (8-1)

工 種	種 別	説 明 事 項															
	技術者の適正配置	1. 請負代金額 4,500万円以上の工事については、主任技術者又は監理技術者は専任とする。ただし、当初契約時における「請負代金額」は「許容価格」と読み替えて適用する。 2. 専任となる期間は、工事着手日から工事検査日までとし、修補等の指示を受けた場合は修補完了日までとする。 なお、この期間における技術者の変更は基本的に認めない。ただし、病気・退職等やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない。この場合、変更となる事由を書面にて本市に申し出、承認を得ること。															
	施工時間帯	1. 本工事の施工時間帯は昼間施工（8:00～17:00）及び夜間施工（21:00～翌6:00）で考えているが、関係機関との協議により、これにより難い場合は監督員と協議すること。															
	建設副産物	本工事から発生する建設発生土については、原則、現場内で利用することとし、搬出する場合においては以下のとおり指定するものとするが、工事間利用調整の状況によっては、設計変更の対象とする。なお、現場において予定していた土質及び土量等に変更があった場合は、速やかに監督員と協議すること。 <table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>搬出先住所</th><th>搬出先名称</th><th>片道運搬距離</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>第二種建設発生土</td><td>岡山市北区北長瀬本町7番12</td><td>新力(株)</td><td>L=6.8km</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 1. 受入条件については、下記のとおりとする。 1) 受入時間帯は、平日の8:00～17:00を予定している。 2) 土砂は、異物が混入していない建設発生土とする。 2. 建設発生土の処理については、施工計画書に基づき適正に処理すること。施工計画書に記している処理方法と異なる処理を行った場合は、契約違反となるので注意すること。施工計画書と異なる処理方法を行う場合は、事前に監督員と協議を行うこと。	種 別	搬出先住所	搬出先名称	片道運搬距離	備 考	第二種建設発生土	岡山市北区北長瀬本町7番12	新力(株)	L=6.8km						
種 別	搬出先住所	搬出先名称	片道運搬距離	備 考													
第二種建設発生土	岡山市北区北長瀬本町7番12	新力(株)	L=6.8km														

工 種	種 別	説 明 事 項																									
一般事項	建設副産物	本工事から発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）及び産業廃棄物は、下記の再資源化施設に搬入するものとし、その再資源化等費（処分費。なお、岡山県内で処理する場合には産業廃棄物処理税相当額、又は、産業廃棄物の処理に係る税の条例が施行されている他の県で処理する場合には各県の産業廃棄物の処理に係る税相当額を含む。）については、見積単価を採用している。なお、運搬に先だち受入条件等を確認し、監督員に報告するものとする。 また、下記再資源化施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によらない事項についてはこの限りではない。																									
		特定建設資材廃棄物（建設リサイクル法）																									
		<table><tr><th>種 別</th><th>処理場所</th><th>処理施設名</th><th>片道運搬距離</th><th>備 考</th></tr><tr><td>コンクリート（無筋）</td><td>岡山市南区飽浦地内</td><td>(株)南備</td><td>L=9.8km</td><td></td></tr><tr><td>コンクリート（鉄筋）</td><td>岡山市南区飽浦地内</td><td>(株)南備</td><td>L=9.8km</td><td></td></tr><tr><td>アスファルト・コンクリート</td><td>岡山市南区飽浦地内</td><td>(株)南備</td><td>L=9.8km</td><td></td></tr><tr><td>アスファルト切削殻（夜間）</td><td>岡山市南区箕島地内</td><td>岡山アスコン(株)</td><td>L=11.9km</td><td></td></tr></table>	種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考	コンクリート（無筋）	岡山市南区飽浦地内	(株)南備	L=9.8km		コンクリート（鉄筋）	岡山市南区飽浦地内	(株)南備	L=9.8km		アスファルト・コンクリート	岡山市南区飽浦地内	(株)南備	L=9.8km		アスファルト切削殻（夜間）	岡山市南区箕島地内	岡山アスコン(株)	L=11.9km	
		種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考																					
		コンクリート（無筋）	岡山市南区飽浦地内	(株)南備	L=9.8km																						
		コンクリート（鉄筋）	岡山市南区飽浦地内	(株)南備	L=9.8km																						
		アスファルト・コンクリート	岡山市南区飽浦地内	(株)南備	L=9.8km																						
		アスファルト切削殻（夜間）	岡山市南区箕島地内	岡山アスコン(株)	L=11.9km																						
		1. 受入条件については、下記のとおりとする。 1) 受入時間帯は、平日の8:00～17:00とし、夜間受入については21:00～翌6:00を予定している。 2) ゴミ等を混入させないこと。 3) As殻については路盤材及び土砂の混入がない様努めるものとする。																									
		2. 本工事で夜間施工時に発生するアスファルト切削殻を除く建設副産物は、事業用地（片道運搬距離L=0.2km）に仮置き、昼間時に搬出するよう想定している。																									
3. 特定建設資材廃棄物の処理については、契約締結時に契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、契約違反となるので注意すること。契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、事前に監督員と協議を行うこと。																											
産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）																											
<table><tr><th>種 別</th><th>処理場所</th><th>処理施設名</th><th>片道運搬距離</th><th>備 考</th></tr><tr><td>廃プラスチック</td><td>岡山県倉敷市水島川崎通地内</td><td>岡山県環境保全事業団 水島処分場</td><td>L=36.3km</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考	廃プラスチック	岡山県倉敷市水島川崎通地内	岡山県環境保全事業団 水島処分場	L=36.3km																		
種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考																							
廃プラスチック	岡山県倉敷市水島川崎通地内	岡山県環境保全事業団 水島処分場	L=36.3km																								
1. 受入条件については、下記のとおりとする。 1) 受入時間帯は、平日の8:00～17:00を予定している。 2) ゴミ等を混入させないこと。																											

工 種	種 別	説 明 事 項
一般事項	変更後請負代金額の算出	1. 請負代金額に変更があった場合の変更後請負代金額の算出は、次の式による。 $\text{変更後請負代金額} = (\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初請負代金額(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}) \times (1 + \text{消費税率})$ 上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
	隣接工事	本工事は、別途発注工事、道路占用工事と隣接するので、施工時の交通処理に当たっては、相互の連絡調整等を密にし円滑な交通処理に努めること。
	交通規制	本工事において、極力交通規制が伴わない工法又は、交通規制の期間が短縮される方法について検討し監督員に提出すること。
	その他	1. 工事の実施に当たっては、道路交通法第77条の規定に基づく所轄警察署長の許可を事前に受け一般交通に対する支障を最小限にとどめるものとする。 2. 現道の交通処理については、万全を期するものとする。また、工事中一般交通等に支障を及ぼさないように安全確保に努めること。 3. 公安委員会や地元との協議等に伴う要望事項については、監督員に報告すること。 4. 工事期間中、沿道住民等の第三者により苦情、又は意見があった場合は丁寧に対応し直ちに監督員に報告するとともに適切な処置を講じなければならない。 5. 工事中の一般交通開放区間の路面状況については、常時点検を行い特に注意を払い、万一凹凸等が生じた時は速やかに監督員に連絡し、対策を講じるものとする。 6. 施工に際し、現道の路面を損傷あるいは汚損しないようにすること。尚、路面汚損防止対策が必要な場合は、監督員と協議すること。 7. 現地の状況により既設構造物施設等の取壊し、復旧及び移設等の必要が生じた場合は、監督員と協議すること。 8. 残土等の搬出に際し、公道等の路面汚濁防止に努め、舗装等の補修が必要となった場合は、監督員と協議すること。 9. 本工事箇所は、とくに生活環境を保全する必要がある地域であるので施工に当たっては低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用するものとする。

工 種	種 別	説 明 事 項
一般事項	その他	10. 本工事は、アスベストの事前調査が必要な工事である。 元請負業者は、事前調査及び撤去工事を以下の通り実施すること。 ・事前調査及び撤去については、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則により実施すること。 ・「建築物」の調査にあたっては、有資格者による調査を実施すること。 ・令和2年11月30日付け環境省通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」にて示されている「建築物」及び「工作物」（報告の対象外工作物あり）の事前調査結果については、石綿含有建材の有無に関わらず、発注者へ書面で報告及び都道府県知事等へgBizID（法人・個人事業主向け認証システム）にて報告を行うこと。 ・工事着手前までに事前調査結果の掲示（様式A 3 以上看板を設置）すること。 ・除去等作業の結果は、発注者へ書面で報告しなければならない。

工 種	種 別	説 明 事 項						
施工一般	一般事項	1. 施工中の民地への通路は確保するものとし、形態等については別途監督職員と協議すること。 2. 施工中の用水路の切廻し断水等については関係機関との協議を行い支障のないよう配慮すること。 3. 工事期間中は、粉塵・埃対策として現場への散水を怠らないこと。 4. 近隣への振動・騒音、粉じん防止のため、道路予定地内を通行する車両の制限速度は「20km/h以下」とする。 なお、元請は資材搬入業者、下請け業者等にも指導を徹底すること。						
作業土工	床掘り 埋戻し	1. 床掘り土質は、砂質土で見込んでいる。 1. 本工事の埋戻し土は、発生土を流用するものとする。 2. 埋戻し工として、下記のとおり見込んでいる。 <table border="1"><tr><td>項 目</td><td>備 考</td></tr><tr><td>流用土</td><td>発生土</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	項 目	備 考	流用土	発生土		
項 目	備 考							
流用土	発生土							
道路土工	掘削工	1. 掘削土質は、砂質土で見込んでいる。 2. 流用土の仮置は、事業用地内を想定しているが、現地の置き場所については、監督員と協議すること。						

工 種	種 別	説 明 事 項
仮設工	交通誘導警備員等	1. 交通誘導警備員を下記の通り見込んでいる。 交通誘導警備員B（昼間交替要員無し） 78人 交通誘導警備員B（夜間交替要員無し） 144人 なお、配置場所等については、監督員と協議すること。工しなければならない。
	仮復旧工	1. 仮復旧工として、下記のとおり見込んでいる。 ・表層（再生密粒度As溶融スラグ入り t=5cm） A=219m ² ・基層（再生粗粒度As溶融スラグ入り t=5cm） A=219m ² ・路盤（RC-30 t=10cm） A=219m ² 2. 現地の状況により上記以外の仮設の必要が生じる場合は、監督員と協議すること。
	水替工	1. 水替工は見込んでいないが、現地の状況により必要が生じた場合は、監督員と協議すること。 現地の状況により他の仮設の必要が生じた場合は、監督員と協議すること。

工 種	種 別	説 明 事 項
舗装工	路面切削工	1. 日々の施工が完了した後、一般車両に交通開放する場合は、縦断方向へのすり付けは、岡山県土木部制定「土木工事設計マニュアル」により、かつ車道段差が無いように施工量を考慮するとともに路肩処理等も完了すること。 2. 施工途中で降雨等のためやむを得ず横断方向に段差が生ずる場合は次の何れかによること。 1) アスファルト合材により段差のすり付けを行うこと。勾配は4%以下とする。 2) 岡山市土木工事共通仕様書の保安施設設置基準に基づきバリケード、赤色灯等を設置して交通開放を行う。 3. 路面切削量の確認については、「測量による方法」による。 1) 切削前 一車線当たり5点を測量すること。測定方法は、路肩及び車線境界あるいは中央線は、水準測量を行うこととするが、その他の測定点は、水系等を用いた高低差によることができる。（横断プロフィルメーターを使用してもよい。） 2) 切削後 一車線当たり3点を測量すること。測定方法は、切削前に測定した路肩等の高さの既知点からの高低差によることができる。 4. 横断測量の間隔 20m毎に1断面の割合で測量を行う。

工 種	種 別	説 明 事 項
構造物撤去工	構造物取壊し	既設水路の取壊しを行う際は事前に各占用物件管理者の立会を求めて埋設位置等の確認の上、細心の注意を払い撤去を行うこと。

工 種	種 別	説 明 事 項
共通仮設費	安全費	架空線及び架空電線の防護措置について ・ 架空線及び架空電線の防護措置に係る費用は計上していないが、契約後、発注者、受注者及びN T T又は中国電力の協議により必要となった場合は、設計変更の対象とする。 ・ 防護措置に係る協議等について、N T T又は中国電力への依頼は受注者が行うこととする。また、協議は、受注者の施工計画書作成段階において行うこととする。

工 種	種 別	説 明 事 項
その他	水路協議	本工事において、非かんがい期中の施工を見込んでいる。
	河川協議	河川協議については、現在協議中である。
	区画線	区画線の復旧については、連絡調整等を密にして円滑な施工を行うこと。
	支障物件	1. 支障物件の保安巡視については、関係機関には通知済みであるが施工時期等、監督員と協議すること。 2. 本工事区間内には水道・ガス・下水・N T T管が埋設されており、施工に当たっては各占用物件管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うとともに、施工に際しては、保安に必要な措置を講じて施工するものとする。なお、保安上必要な措置については、別途監督員と協議（指示）すること。
	占用物件	本工事区間に埋設されている占用物件の占用者と十分調整を行いながら試掘等を行い施工すること。

工 種	種 別	説 明 事 項
共通仮設費	技術管理費	完成図書データの提出 1. 工事完了後、竣工図を作成し、以下の条件を満たした形で提出するものとする。 ・図面データはCAD形式（SFC形式）とすること。 ・図面データはPDFデータを併せて作成すること。 ・図面データは電子ファイルとして提出すること。 1. 工事完了後、工事写真及び完了写真のデータを以下の条件を満たした形で提出すること。 ・写真帳のPDFデータを作成すること。 ・写真の元データはJPEG形式で作成すること。 ・写真の元データは工種ごとに分類し、適切にフォルダ分けすること。 3. 出来形管理表 ・PDFデータとすること。 ・Excelデータ形式（作成ソフトが対応していない場合は不要） 4. 使用承諾願 ・使用承諾願様式をPDFにしたもの。 ・ExcelもしくはWordデータ 5. 記録媒体 ・記録媒体は、DVD-Rの使用を原則とするが、他の記録媒体による場合は監督員と協議すること。 ・記録媒体のフォーマット形式については監督員と協議すること。 6. ウイルスチェック ・提出する記録ファイルについて、納品前に以下の通りウイルスチェックを行うこと。（格納された全てのファイルについて実施） ・市場性のある（シェアの高い）ソフトにより、かつ、最新のウイルスチェックデータに基づいて（チェック前に最新データを取り込んだ後）ウイルスチェックを行い、安全性を確実に確保すること。 ・ウイルスチェックしたソフト名及びその日付、ウイルスチェック者の氏名を別途記載し提出すること。